



はいさい

編集企画・発行
 沖縄防衛局
 総務部報道室
 〒904-0295
 嘉手納町字嘉手納290番地9
 TEL (098) 921-8131
<http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/>

北澤防衛大臣沖縄視察



北澤防衛大臣は、9月25～27日の日程で沖縄を視察されました。

25日(金)午後、仲井眞沖縄県知事を訪問し、基地負担軽減、普天間飛行場移設等について会談し、引き続き、沖縄県議会玉城副議長と会談を行いました。その後、航空自衛隊那覇基地を視察し、平田南西航空混成団司令から概況説明を受けました。

26日(土)午前、普天間飛行場の代替施設建設予定地である在沖米海兵隊基地キャンプ・シュワブを視察し、真部局長から代替施設建設予定位置などについて説明を受けました。午後には、恩納村内のホテルで島袋名護市長との会談、北部市町村長との懇談・会食を行い、引き続き、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会との会談、沖縄国際大学、嘉数高台での普天間飛行場の視察等を行いました。

その後、会見を行い「今回の視察を非常に満足いたしました。書類や図面上で得た知識とはかなり違う思いの実感でございましたので、これからの仕事の大きな糧になるということを強く感じております。」と述べられました。

目次

デモ・フライト	2
住宅防音事業	4
在日沖縄地区調整官交代式	6
周辺対策事業	6
米陸軍複合射撃訓練場の代替施設完成	7
防衛セミナー	8
米軍基地内松くい虫対策	10
沖縄県総合防災訓練	11
留軍等労働者の労務管理に関する検討委員会	11
米軍施設周辺区長コメント	12

普天間飛行場代替施設建設事業に係る 現地試験飛行(デモフライト)

- 現地試験飛行(デモフライト)については、沖縄県知事及び名護市長から、航空機騒音の影響を検討するため、現在の普天間飛行場代替施設案を念頭に置いて実施されたい旨、累次にわたり要請されました。こうした、地元の要請に対応するため、在沖米海兵隊を始め、関係機関の御支援、御協力を得て、9月10日(木)に代替施設建設予定地(キャンプ・シュワブ水域内・名護市辺野古沿岸域)にて、デモフライトを実施しました。



- デモフライトに際しては、計15か所において騒音測定等(騒音レベル及び低周波音レベル)も実施しました。



■ デモフライトは、在沖米海兵隊普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプター2機により、環境影響評価準備書に示した飛行経路に沿った離着陸などを想定して実施しました。

- ① 南西方面からメイン滑走路への着陸、有視界飛行における飛行及びサブ滑走路から北東方向への離陸(北東の風の場合)
- ② 北東方面からサブ滑走路への着陸、有視界飛行における飛行及びメイン滑走路から南西方向への離陸(南西の風の場合)
- ③ ヘリパッドエリア予定地(4か所)におけるホバリング

■ CH-53ヘリコプター2機の飛行による各測定地点での騒音レベルの最高値は、次のとおりとなりました。

No.	測定地点	飛行時	ホバリング時
1	嘉陽集落	75.8	—
2	安部集落	84.1	—
3	カヌチャリゾート	69.6	53.8
4	汀間集落	68.2	50.3
5	瀬嵩集落	61.7	—
6	大浦集落	—	—
7	二見集落	67.8	—
8	国立沖縄工業高等専門学校	66.9	63.5
9	辺野古高台	72.4	72.6
10	辺野古集落	70.0	65.1
11	辺野古漁港	77.9	79.3
12	豊原集落	70.6	55.4
13	久志集落	63.7	—
14	宜野座IT企業立地予定地	81.5	—
15	松田集落	82.1	—

(注)「—」は、ヘリコプター騒音が周囲の音よりも小さいため、測定不能であることを示す。

【参考】「誰にもわかる音環境の話 騒音防止ガイドブック」(共立出版)より

50dB(A) 台の騒音：静かな事務室内の音程度

60dB(A) 台の騒音：普通の会話の音程度

70dB(A) 台の騒音：テレビ、ラジオの音程度

80dB(A) 台の騒音：交通量の多い道路の騒音程度

■ 今般のデモフライトの実施は、沖縄県や名護市、住民等の要望に対応できたこと、地元住民の方々などに対して実際の騒音状況について認識する機会を提供できたことから意義深いものと考えています。

沖縄防衛局としては、騒音問題への取組を含め、普天間飛行場代替施設が及ぼす周辺環境への影響を最小限にとどめるために引き続き努力してまいりたいと考えています。

住宅防音事業について

住宅防音工事の手続きは、工事を希望される方が沖縄防衛局（住宅防音課）へ住宅防音工事希望届を提出することから始まります。

住宅防音課の窓口には、希望届を提出するため一日に多くの方々が訪れ、また、電話による問い合わせ等も多数寄せられています。

平成20年度においては、約5,000件の希望届を受理しており、その多くの方々は早期の工事実施を望んでおられますが、限られた予算の範囲内で実施していることから、必ずしもそのすべての方々のご要望にお応えできない状況であり、担当者から事情を説明させていただき、ご理解をいただいているところでもあります。中には「そんな長い期間待てるか。公務員だろ、国民のために何とかしろっ!」と怒りを露わにする方もおり、ご理解をいただくまでに時間を要する場合があります。そのため、書類審査等が集中する毎年6月頃からは、その業務処理で勤務時間が午前零時を回る日々が続き、夜中の3時頃に及ぶこともめずらしくはなく、さらには休日を返上して処理することも少なくありません。

本年4月1日付けで採用となった新人でも例外はなく、さっそく戦力として窓口での受付や電話による問い合わせ等の対応に追われています。

最初の頃は、業務を覚えるだけでも精一杯という中、窓口等においても的確な対応が求められ、「自分の説明は相手にうまく理解して貰えただろうか」とか「説明の内容は十分だったのだろうか」と自問自答する毎日。相手方からの質問にうまく答えられなかったときなどには、迷惑をかけてしまい申し訳ない気持ちでいっぱいになり、精神的に落ち込むことも数多くありました。それでも、先輩方からの指導やアドバイスを受けながら半年が過ぎた現在では、ぎこちなかった話し方も、かなり落ち着いて対応できるようになり、相手の方から「ありがとう」という感謝の言葉をいただく回数も増えてきました。

住宅防音工事の主な流れは次の頁で紹介しているとおり、希望届の提出から工事の着手・完了そして支払いまで、各種書類の提出や現地調査等さまざまな手続きが必要となりますが、私達が責任を持って、住宅の所有者及び設計事務所等との調整にあたりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

今後とも皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、嘉手納及び普天間飛行場周辺地域の住宅防音工事の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご不明な点あるいはご質問等がございましたらお気軽に担当課までお問い合わせ下さい。



住宅防音工事の主な流れ

希望届の提出

工事希望者から住宅防音工事希望届を提出してもらいます。

申込書の提出

希望届提出者から補助金交付申込書を提出してもらいます。

現地調査

対象住宅について、申込内容の確認・調査を行います。

工 事

工事請負業者による工事、設計事務所による施工監理を行います。

完了・確認

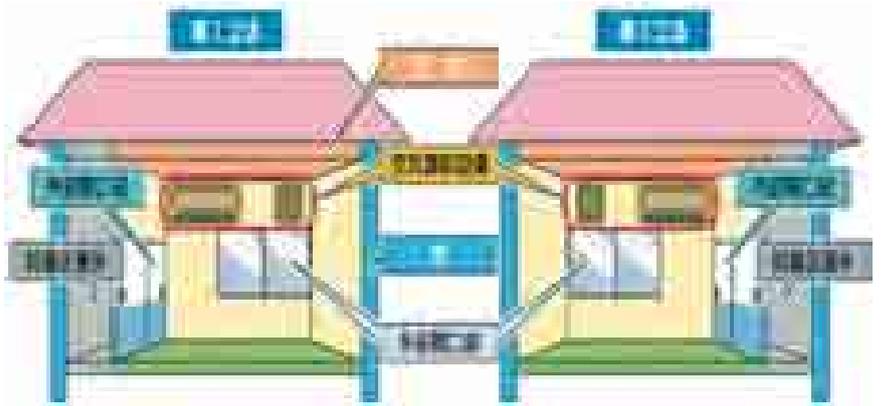
工事完了後、国は申請どおり工事が行われたか確認します。

支払い

国から補助金をお支払いします。

※ 希望届は、沖縄防衛局(住宅防音課)及び関係市町村役場にありませ

住宅防音工事の内容



区 分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL※以上の第一種区域	75WECPNL※以上80WECPNL※未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工 事 内 容	屋根	在来のまま	在来のまま
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ(第Ⅰ工法用)の取付	防音サッシ(第Ⅱ工法用)の取付
	内部開口部	防音建具(襖、ガラス戸等)の取付	
	床	原則として在来のまま	
	空調設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 (冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで)	
	その他	防音工事に伴う必要な工事	

※：WECPNL値は、「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示)に示された航空機の騒音の評価基準です。
その内容は、音響の強度、ひん度、発生時間帯等の諸要素を加味した騒音の評価基準(加重等価継続感覚騒音レベル)です。(一般に「うるささ指数」といいます。)

補助金の交付の対象となる住宅は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響により、その障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域に、その指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分)となります。

対象範囲

◆嘉手納飛行場周辺

嘉手納町、北谷町及び読谷村のほぼ全域、沖縄市、うるま市(旧具志川市及び石川市)、宜野湾市、北中城村及び恩納村の一部地域

◆普天間飛行場周辺

宜野湾市、浦添市、北谷町及び北中城村の一部地域

対象住宅

嘉手納飛行場周辺では昭和58年3月10日までに、普天間飛行場周辺では昭和58年9月10日までに建築された住宅が対象となります。

なお、嘉手納飛行場周辺の85WECPNL以上の地域については、平成14年1月17日までに建築された住宅が対象となります。

詳しくは、窓口に置いていますパンフレット「住宅防音工事のあらまし」でご案内しています。また、ホームページにも掲載しています。
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/rdb/okinawa/kakubu/02kikakuibu/kikakubu-info>

在日沖縄地区調整官のジルマー中将、ロブリング中将交代式

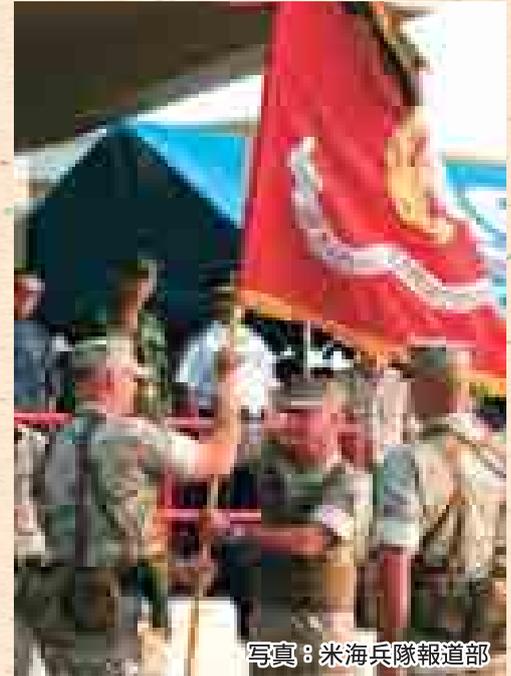
平成21年9月21日、在日海兵隊司令官や第3海兵遠征軍司令官などを兼ね沖縄地域調整官でもあるリチャード・C・ジルマー中将と新司令官のテリー・G・ロブリング中将の交代式がキャンプ瑞慶覧において行われ、海兵隊員約200名や真部沖縄防衛局長ら来賓が見守る中、ジルマー中将が、新司令官であるロブリング中将に軍旗を手渡し、指揮権が引き継がれました。

リチャード・C・ジルマー中将は、平成19年6月の沖縄着任以来、米軍再編実施の推進などに関し調整や協議等を誠意を持って行っていただき、日本側の諸調査の必要性について理解を示され、普天間飛行場代替施設建設が計画されている名護市辺野古沖における米軍ヘリコプターによるデモフライトにも協力していただきました。

また、同中将は、在沖米軍所属の軍人・軍属等による事件・事故発生における情報伝達、再発防止の申し入れに対する適切なる対応に努められ、特に、夜間外出禁止令や禁酒令を発令するとともに、隊員教育の更なる充実を図る等、事件・事故の未然防止に尽力されました。

新司令官のテリー・G・ロブリング中将は、カリフォルニア州ミラマーの第3海兵航空団司令官から着任されました。

なお、前任のジルマー中将は、平成21年8月25日、我が国の平和と安全に対する深い理解をもって日米安全保障体制の維持・向上を図り、我が国の平和に多大なる貢献されたとして、旭日重光章が叙勲されました。



写真：米海兵隊報道部

宜野座村に待望の漢那多目的交流拠点施設が完成!!

去る9月11日、宜野座村漢那区で、漢那多目的交流拠点施設の落成式典及び祝賀会が開催され、多くの区民の方々が参加し完成を祝いました。

当施設は、沖縄北部特別振興対策事業として、宜野座村が掲げる「地域の特性を活かした観光の振興」の中核的な役割を担っている漢那区の皆様方が、観光客のニーズである琉球舞踊などの鑑賞や村の特産物であるジャガイモなどを使った料理の試食、実習などに応える体験学習等の拠点施設として、また、地元住民との交流や村芝居で行われる組踊等の伝統芸能を子々孫々に継承する場として地域の活性化を図る目的で整備されたものであり、今後、地域活動の拠点として大いに活用されるものと確信しております。

当局といたしましても、住民の方々の待ち望んでいた施設の建設に協力させていただき喜んでいくところであり、今後とも防衛施設周辺住民の皆様方の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため各種の施策の推進に取り組んでいきます。

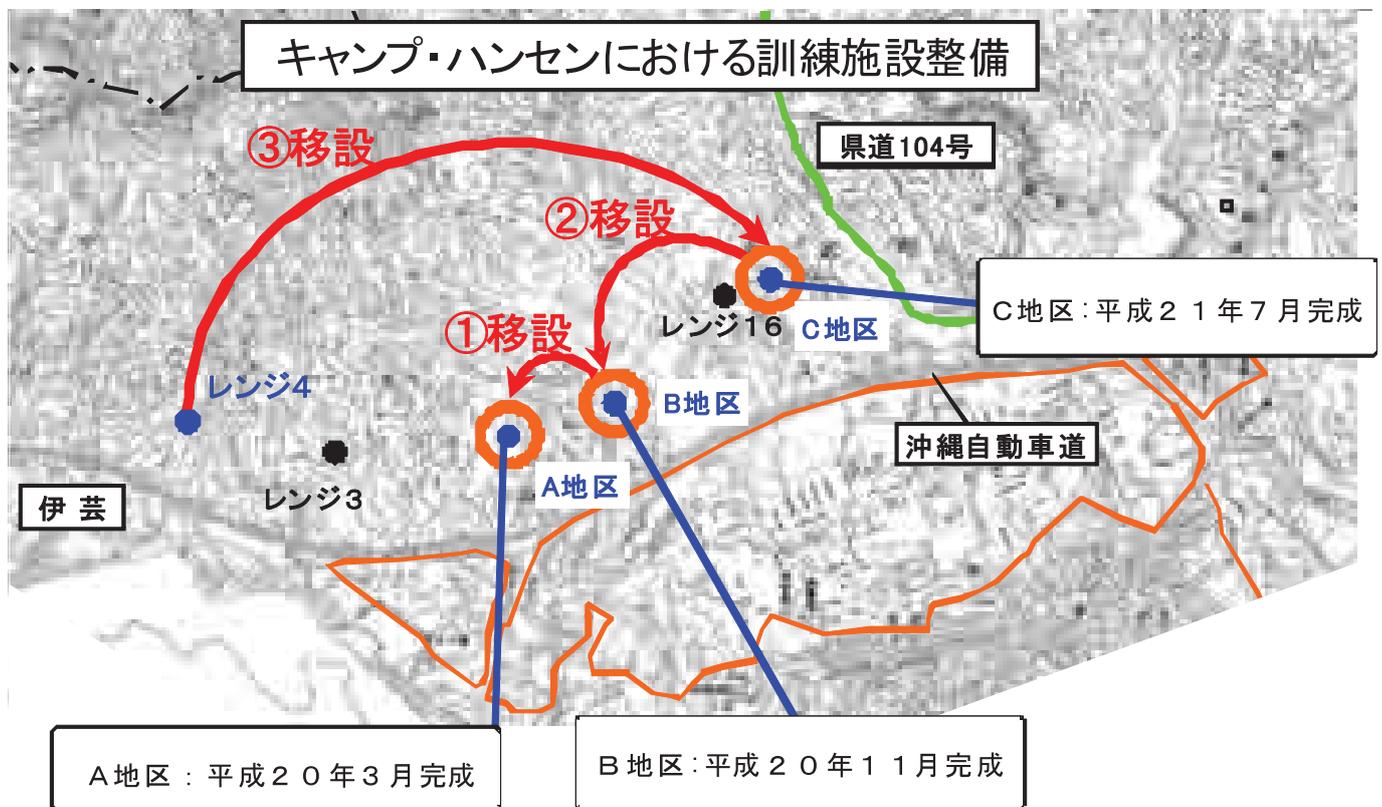


キャンプ・ハンセン内の米陸軍複合射撃訓練場の代替施設完成

既設レンジ4米陸軍複合射撃訓練場の代替施設が、平成21年7月末完成いたしました。

米軍が建設した既設レンジ4については、当該レンジ付近に住む住民等(伊芸区等)に不安と懸念を与えるとして、沖縄県及び金武町から強い撤去要望がありました。施設の必要性について説明し、移設することで理解を得て、平成17年9月15日、日米合同委員会において、レンジ16に近接する場所に代替施設を建設することが合意されました。

代替施設の移設先は、沖縄自動車道までの距離およそ6百メートル、金武町役場周辺の民間地域までの距離は、キャンプ・ハンセンの 営舎地区を隔て、およそ2キロメートル離れた場所であり、代替施設からの射撃方向は全て、北西の山地方向を向いており、安全面に配慮した配置としました。



早期完成への努力

早期の移設を実現するため、日々工事監督官は、訓練を実施しない日時に工事ができるように、米軍関係者に事前に訓練計画による作業範囲の情報交換や工事調整を図ると共に、工事請負者には、土・日曜日・祝祭日にも工事を実施するなどの協力を得て、工事契約にて完了時期とした平成21年9月末を2ヶ月短縮し、平成21年7月末に無事完成することが出来ました。

最後に、本事業の移設の実現に当たり御協力頂いた、沖縄県、金武町、伊芸区、米軍関係各位及び請負者の工事関係者の皆様に感謝申し上げます。

第5回防衛セミナーの開催について

平成21年9月29日(火)、第5回防衛セミナーを那覇市在の沖縄産業支援センターで開催しました。今回の防衛セミナーでは、第1部では陸上自衛隊第1混成団第101不発弾処理隊の川崎隊長による「第101不発弾処理隊の活動及び不発弾処理の現状について」と題して沖縄県における不発弾処理業務に関する陸上自衛隊の活動は常に危険と隣り合わせの厳しい任務であること、また、24時間態勢で速やかに出動要請に対応できるよう常に緊急出動要員を指定していることなどを丁寧に説明していただきました。

また、第2部では沖縄不発弾等対策協議会の事務局である内閣府沖縄総合事務局開発建設部建設行政課の岡崎課長による「不発弾等爆発事故防止に向けて」と題した講演をしていただき、県民の生命・財産を守るため公共事業等を行う事業者は、10月より供用予定の沖縄不発弾等事前調査データベースシステムを活用して埋没不発弾等の事前発見に積極的に取り組むことになったことや民間事業者等への磁気探査機器の貸し付け、市町村への現場処理用ライナープレートの貸し付けなどについて丁寧に説明していただきました。

会場には工事現場で不発弾に遭遇する可能性の高い建設業関係者など約180名が訪れ、熱心に耳を傾けていました。また、参加者からは、平成21年1月に糸満市で起きた不発弾爆発事故が、今後、再び発生しないよう磁気探査の重要性や自衛隊の不発弾処理活動について周知を図ることも重要との声も聞かれました。



主催者挨拶をする真部局長



防衛セミナーの状況写真



説明する第101不発弾処理隊の川崎隊長



閉会の挨拶をする大東次長

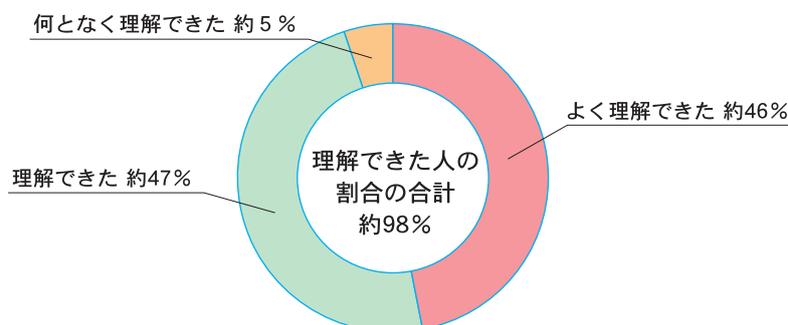


説明する開発建設部建設行政課の岡崎課長



質問に答える講師等

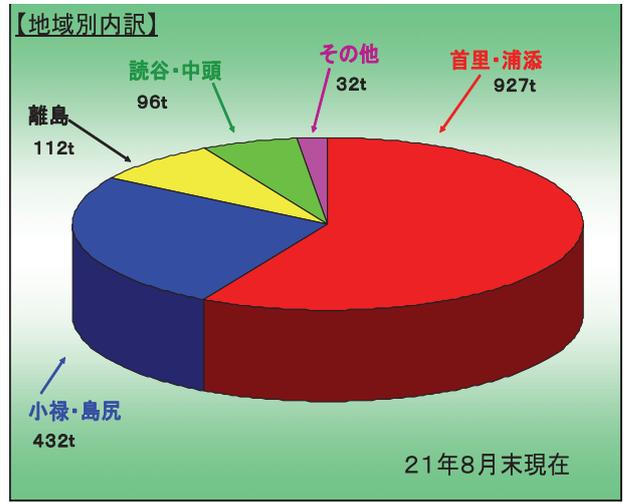
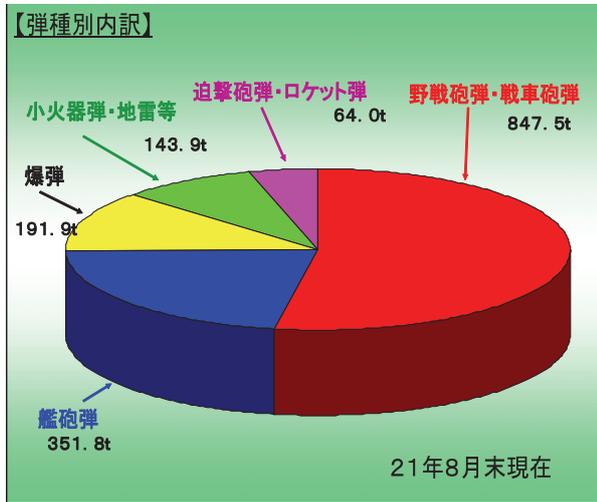
★第5回防衛セミナーのアンケート調査結果



第5回防衛セミナーの内容についてご紹介いたします。

★沖縄県の不発弾処理実績について

陸上自衛隊は、昭和47年から平成21年8月までに30,775件処理し、処理重量の累計は1,559 t、延11,193回の出動等を行っており、今日まで無事故で不発弾処理を実施しております。



★不発弾処理の状況



【手動による信管の抜き取り】



【安全化(不発弾弾殻切断)】

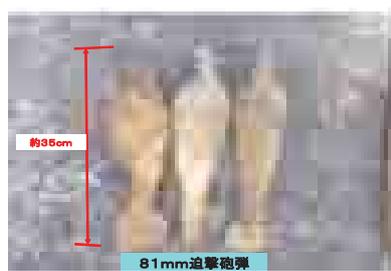
★不発弾の危険性

不発弾は、本来爆発すべき物が、何らかの影響でその機能を一時的に停止している状態であり、いつでも再起動する可能性がある。特に、発射速度の遅い弾(ロケット弾や迫撃砲弾など)は信管が敏感で危険です。

発見された不発弾の一例



5インチロケット弾



81mm迫撃砲弾



250kg 爆弾

★不発弾を発見したら

まず 触らない!

- 最寄りの警察署に通報
- 周囲の人に注意の呼びかけ
- 発火・発煙した場合は、逃げて警察・消防に通報

沖縄防衛局の米軍基地内松くい虫対策

重要な森林資源であるリュウキュウマツを松くい虫の被害から守るため、沖縄防衛局では、昭和55年から沖縄県、米軍と連携を図り、積極的に米軍基地内の松くい虫対策を講じています。

松くい虫の被害

松枯れは約100年前に発見され、当初は原因不明でしたが、研究の結果、マツノザイセンチュウ(1ミリにも満たない線虫の一種)によるものと確認されました。

この線虫は、マツノマダラカミキリに寄生して、カミキリが松の樹皮を食べる時に松に移り、松の中で繁殖します。そして、線虫の食害で松が枯れてしまいます。

松が枯れるとカミキリはそこに卵を産みます。卵が松の中でさなぎまで成長し羽化する時に松にいた線虫がカミキリに寄生して、他の松に移動します。

このようにして松くい虫の被害は広がっていきます。



松くい虫被害木



被害木の樹皮の中はカミキリがマツノザイセンチュウの幼虫



マツノマダラカミキリ成虫



マツノザイセンチュウ幼虫



マツノザイセンチュウさなぎ

松くい虫の対策

松くい虫の被害を防ぐには、カミキリの駆除が一番です。駆除には、殺虫剤散布によるものと、枯れた松を伐木し、焼却やくん蒸することで幼虫やさなぎを駆除する方法があります。殺虫剤散布は他の動物等への影響があるため、当局では、被害木を伐木し、焼却又はくん蒸により処理しています。



殺虫剤散布状況



被害木焼却状況

防衛局における駆除実績(過去5年間)

施設名	駆除本数(本)				
	H16	H17	H18	H19	H20
嘉手納弾薬庫地区	25,010	23,310	18,430	2,510	240
キャンプ・ハンセン	5,910	7,940	14,890	11,510	10,880
キャンプ・シュワブ	60	140	240	710	3,010
計	30,980	31,390	33,560	14,730	14,130

沖縄県総合防災訓練に参加

陸・海・空自衛隊は、平成21年9月11日(金)、沖縄県、宮古島市及び多良間村が宮古島市下崎埠頭を主会場として開催した平成21年度沖縄県総合防災訓練に参加しました。

この訓練は大規模地震等による各種災害の発生を想定し、情報収集・伝達訓練や避難訓練などを総合的に実施することにより、災害発生時における防災訓練機関相互の連携・対応状況を検証・確認するとともに、広く住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、陸・海・空自衛隊をはじめ沖縄県警などを含む防災関係機関及び地域住民等が約1,500人参加し、県防災会議の指定地方行政機関となっている当局の大東次長ら多くの来賓が見守る中、実施されました。

訓練は、宮古島西沖を震源とするマグニチュー

ド7.8の大規模地震が発生し、大津波の警報も発令されたと想定して行われ各自衛隊部隊は、地震発生と同時に被害情報収集のため航空機による宮古島地域の偵察を行ったり、陸上自衛隊が軽装甲車やオートバイなどによる被災地の状況を偵察、倒壊建物内の被災者の捜索・救出等の訓練を実施。また、航空自衛隊がヘリを使用した林野火災消火訓練等を実施、海上自衛隊が避難所に避難した住民をエアークッション艇「L C A C」により海上の輸送艦「しもきた」に輸送する訓練などを実施しました。

なお、今回の防災訓練には、陸上自衛隊員約180名、海上自衛隊員約180名、航空自衛隊員約90名が参加しました。



倒壊家屋下の負傷者の捜索



ヘリによる林野火災消火訓練



各種輸送を行った海上自衛隊輸送艦「しもきた」

駐留軍等労働者の労務管理に関する検討会委員による現地視察

防衛省は、駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件のあり方について、部外の有識者の意見を聴取し、今後の執るべき施策の抜本的な検討の資とするため、昨年8月に「駐留軍等労働者の労務管理に関する検討会」を立ち上げました。

検討会の委員は、藤村博之法政大学大学院教授を座長とする関係各界の有識者6名で構成され、9月9日～10日に沖縄県内の在日米軍従業員の現状を把握するため来沖しました。

最初に、米軍当局から検討会の委員に対し、在日米軍従業員に関するブリーフィングがあり、その後、活発な意見交換が行われました。

米側からは、「在日米軍従業員は、仕事に対する熱意があり、のみ込みも早く、その上紳士的であり、非常に高く評価している。」との説明があり、日米安全保障条約に基づく在日米軍の任務遂行にとって必要不可欠な存在であることが強調されました。

引き続き、検討会の委員は、キャンプ瑞慶覧や嘉手納飛行場に所在する事務所やフードセンター、

ショッピングセンター、ガソリンスタンドなどにおいて、在日米軍従業員の勤務ぶりを視察するとともに、直接、従業員から勤務環境等についての意見を聴取しました。

それぞれの職場においては、日本人監督者に業務概要などを説明していただきましたが、その話しぶりから仕事に対する熱意や真剣さが伺われました。



ショッピングセンター(嘉手納飛行場)

屋嘉区の水事情

金武町屋嘉区は、沖縄本島のほぼ中央に位置し、北に屋嘉岳、恩納岳、東に金武湾を臨む、風光明媚な地域である。その歴史は古く、1713年に編纂された『琉球国由来記』に、既にその名をみることができる。屋嘉には東御嶽（アガリウタキ）と西御嶽（イリウタキ）と呼ばれる二つの聖地があり、それぞれが上ヌ島（イーヌシマ）と前田（メーダ）を守護する鎮守の森であったと言われている。

屋嘉の本集落と呼ばれる戦前からの居住地域は、この二つの御嶽に抱かれるように形成されており、御嶽は、現在においても私たちの信仰の中心的位置を占めているのである。

一方で屋嘉は、第二次世界大戦から戦後という大きな歴史のうねり中で翻弄されてきた地域でもある。終戦直後、捕虜収容所建設のため、本集落の土地半分が接収され、住民は退去を余儀なくされた。捕虜収容所が開放された後も、本集落の東半分の土地は、米軍の保養施設（屋嘉レストセンター）として接収され、その解放に至るまで30年以上の歳月を要している。また、現在においても、屋嘉区の総面積622万238㎡の19.9%にあたる、約124万㎡が米軍用地として利用されている。

しかしながら、屋嘉に暮らす私たちは、戦後から現在にいたる社会状況を冷静に受け止め、しなやかに適応してきたと言えるのではないだろうか。米軍基地を抱えながらも基地依存に陥ることなく、集落の活性化を進めてきた。そこで重要だったのが、故郷の自然、とりわけ、山々がたたえる良質な水であった。特に、農業分野においては農地開発事業と県営かんがい排水事業の実施が功を奏し、水稲耕作、マンゴーやパインをはじめとする熱帯果樹、観葉などの生産性が向上している。こうした努力の甲斐あって、屋嘉の人口は、2009年現在1,813名で、なおも増加傾向にある地域となっているのである。

人口増加、特に他地域からの転入者の増加は屋嘉が交通の便に長けているのみならず、やはり、水が関係しているといえる。都市部に比較して水道料金は半額以下と安価であり、かつ、県内では希少な軟水という水質に惹かれ、この地に移り住む人びとも少なくない。

現在、屋嘉に暮らす人々の飲料水は、1980年に防衛施設庁補助によって建設された屋嘉ダムの水と屋嘉岳山中から湧き出る表流水によって賄われている。しかし、屋嘉ダムの有効貯水容量は6万tで、これは最大でも屋嘉人口の1,220人分の飲料水を確保するにすぎない。そのため、近年では、屋嘉で1日に必要な飲料水800tのうち、その半数であるおよそ400tが表流水から確保されている、今後の人口増加にともない、ますます表流水の重要性は増していく。

ところで、ご存じでしょうか。この屋嘉岳からそそぐ新鮮で潤沢な水は、なんと、米軍軍用地と保護林地域から得られた水であることを。とくに軍用地は何人も自由に立ち入ることができない区域であるため、自然が手つかずのまま残され、私たちの暮らしを支える美しい表流水が現在に残されているのである。確かに、米軍基地には様々な問題があることは間違いないが、そこに暮らす人々を潤していることも確かである。



屋嘉区長
大城 政光

